

# 公務人員個人專戶制退撫儲金收入及收益方式彙整表

銓敘部 112.5.24

## 一、個人專戶收入來源

項目	收入來源	提撥費率	個人負擔比例	政府負擔比例	法源	
1	法定提撥	15%	35%	65%	第 9 條第 1 項	
2	自願增加提繳	5.25%	100%	0	第 9 條第 2 項	
3	育嬰留停期間	15%	100%	0	第 10 條第 3 項 (可自願增加提繳)	
4	補繳申請	1. 義務役	15%	35%	65%	第 14 條第 4 項
		2. 停職期間(復職補薪)	15%	35%	65%	第 14 條第 3 項
		3. 因公借調或其他(依法得予採計)	15%	100%	0	第 14 條第 2 項
5	政府預算負擔	1. 因公月退	-	-	(補足差額)	第 30 條第 2、3 項
		2. 撫卹	-	-	(補足差額)	第 41 條第 1 項
6	國庫撥補	1. 保守型保證收益	-	-	(補足差額)	第 11 條第 5 項
		2. 代為投資保證收益	-	-	(補足差額)	第 28 條第 4 項

## 二、收益孳息之方式

項目	適用對象	投資方式	投資組合	法源
1	現職人員 (含補繳及育嬰留停自繳)	自主投資	積極、穩健、保守(保證收益)、人生週期(保守型有保證收益)	第 11 條第 3 項
2	月退	自主投資 或 代為投資	積極、穩健、保守、 代投(保證收益)	第 28 條第 4 項
3	因公月退之自願增加提繳 (暫不領取)	自主投資 或 代為投資	積極、穩健、保守、 代投(保證收益)	第 30 條第 8 項 比照第 28 條第 4 項
4	一次退 (暫不領取)	代為投資	代投：保證收益	第 28 條第 5 項 比照第 28 條第 4 項後段
5	資遣 (暫不領取)	代為投資	代投：保證收益	第 32 條第 2 項 比照第 28 條第 4 項後段
6	遺屬金(按月支領)	代為投資	代投：保證收益	第 33 條第 6 項
7	月撫卹金〈個人專戶內餘額〉 (自願增加提繳，審定後一次發還)	代為投資	代投：保證收益	第 41 條第 3 項 比照第 28 條第 4 項後段
8	屆退日後停職期間	代為投資	代投：保證收益	第 24 條第 2 項 比照第 28 條第 4 項後段
9	任職 5 年以上離職	代為投資	代投：保證收益	第 61 條第 2 項 比照第 28 條第 4 項後段
10	任職未滿 5 年離職 (暫不領取)	代為管理	代管：存款	第 12 條、細則草案第 13 條第 2 項
11	撫卹案審定後，尚有未提出撫卹申請之同一順序遺族保留之撫卹金	代為管理	代管：存款	細則草案第 53 條第 2 項
12	撤職、免職或免除職務等，僅得發還本人提繳	代為管理	代管：存款	第 55 條、 細則草案第 71 條 比照第 13 條第 2 項

資料來源：上述 2 表係依 112.1.11 總統公布之公務人員個人專戶制退休資遣撫卹法，以及公務人員個人專戶制退休資遣撫卹法施行細則草案整理；草案若有修正，以公布之施行細則為準。